

大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成２７年規程第１号）第４条第１項第
３号に規定する学長が別に定める事項に関する規程

平成２７年１月２６日制定

平成２７年規程第２号

（趣旨）

第１条 大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成２７年規程第１号）第４条第１項
第３号において定める事項は、次のとおりとする。

- （１） 教育課程の編成
- （２） 教育研究組織の担当教員の編成
- （３） 学生の表彰及び懲戒に関する事項

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年規程第６５号）

この規程は、平成２９年１月１日から施行する。